

## 静岡県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年2月26日

静岡県監査委員 森 裕  
静岡県監査委員 渡 邊 芳 文  
静岡県監査委員 鳥 澤 由 克  
静岡県監査委員 田 口 章

| 監 査 対 象 機 関  | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| 知事直轄組織政策推進局総合政策課   | 令和2年9月30日         |
| <b>【監査の結果】</b><br>1 監査結果の区分 注意<br>2 件 名 業務委託の不適切な変更事務<br>3 内 容 「今後の県土形成及び富士山静岡空港を核とする地域づくりのあり方検討業務委託」において、契約変更に当たり業務内容の変更に関する受託者との協議内容の記録が作成されず、協議結果の管理監督者の決裁もなされていなかった。また、変更契約締結の時期が大幅に遅延していた。  |                   |
| <b>【措置の内容】</b><br>「今後の県土形成及び富士山静岡空港を核とする地域づくりのあり方検討業務委託」は、今後の社会的変化を踏まえ、本県における将来の県土形成のあり方を検討するとともに、特に空港周辺地域の地域づくりの方向性を整理することを目的として、令和元年度に実施した事業です。<br>変更契約の内容としては、当初は数名の有識者にヒアリングを行い、その後有識者会議を開催する予定でしたが、ヒアリング実施者を増やした方が成果が見込める等の判断から、有識者会議は開催せずにヒアリングを追加実施したものです。<br>実際に行った契約変更の手続きとしては、口頭による協議に基づき作成した変更理由書を添付した契約書を受注者に送付し、受注者の了解を得た上で、契約を締結しています。<br>本来の手続きとしては、変更契約締結時ではなく、その事由が発生した時点で発注者と受注者の双方が確認できる書面で申し出て、適切に変更契約を行うべきものであったと考えています。<br>今後の対応・改善策としては、契約内容を変更する必要がある際は、事前に発注者と受注者の双方で協議を行い、協議結果を協議書として課内決裁の上、速やかに変更契約を締結するなど、適切な手続きを行うことを徹底いたします。 |                   |

| 監査対象機関  | 監査結果報告年月日 |
|---|-----------|
| 危機管理部危機情報課  | 令和2年9月30日 |
| <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件名 静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」の利用拡大</p> <p>3 内容 近年発生している豪雨災害において、災害関連の緊急情報が住民避難につながらず、逃げ遅れにより多くの方が犠牲となっていることを踏まえ、県では、緊急防災情報の提供方法の多様化、地域の災害リスクの理解促進、非常時の適切な避難行動の支援を目的として、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」を開発し、令和元年6月1日から運用が開始されています。</p> <p>また、令和元年度には、県内在住の外国人が防災情報を正しく理解し、必要な避難行動へとつなげることで安全に暮らしていけるよう、「総合防災アプリ多言語対応改修業務委託」により、11言語に対応した多言語による情報発信機能を追加し、令和2年4月1日から外国人への利用促進を図っているところであります。</p> <p>しかしながら、県内には約10万人の外国人が在住していますが、多言語版総合防災アプリのダウンロード数は、令和2年7月20日現在、360件余であり、利用者数は極めて低位に留まっている状況にあります。</p> <p>総合防災アプリは、災害発生時において、外国人に緊急防災情報を的確に伝える手段となるほか、日頃の防災意識が希薄といわれる外国人の防災意識の高揚にもつながるものと考えられますので、実際に操作体験ができる機会を設けるなど、その必要性や有用性を広め、外国人利用者の拡大に早急に取り組んでください。</p> |           |
| <p><b>【措置の内容】</b></p> <p>多言語版防災アプリの利用者拡大のため、令和2年10月に、新たに県内全ての小中高等学校及びこども園、幼稚園の協力を得て、外国人児童、生徒にリーフレットを配布し、家庭内での周知とダウンロードを呼び掛けました。</p> <p>また、令和2年11月にブラジル総領事館（浜松市）と連携して、外国人県民を対象に防災講座を2度開催し、災害への日頃の備えの重要性を説明するとともに、緊急防災情報の入手に有効な手段として、多言語版防災アプリを紹介し、参加者に直接ダウンロードを呼び掛けました。</p> <p>引き続き、様々な機関との連携や各種媒体の活用等を通じ、外国人県民に対して、多言語版防災アプリの認知度を高め、利用者の拡大に取り組んでいきます。</p>   |           |

| 監 査 対 象 機 関   | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|---|-------------------|
| 危機管理部消防保安課  | 令和2年9月30日         |
| <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 静岡県消防協会運営費補助金の有効活用</p> <p>3 内 容 地域防災の中核的役割を担う消防団を取り巻く環境は、団員数の減少や高齢化、サラリーマン団員比率の増加等、非常に厳しい状況にある中であって、消防団の組織強化や団員の資質向上等のための様々な事業を実施している静岡県消防協会の果たす役割は益々重要となっており、県としてもその活動を支援していく必要があることから、毎年、運営費補助金が交付されています。</p> <p>当該補助金を受け実施される各種事業は、団員の知識、技術、活動能力の向上や士気高揚につながるものと一定の評価はできますが、一方で消防団員の数が減り続けているという現状を見ると、補助金をより効果的に活用する仕組みを構築することが求められます。</p> <p>当該補助金は、長期間見直しが行われずに交付されている状況にありますので、補助の目的を明確化し、成果を踏まえて定期的に事業の改善を行うなど、消防団員の確保に向けて、より有効に補助金が活用されるよう補助団体と共に取り組んでください。</p>   |                   |
| <p><b>【措置の内容】</b></p> <p>意見を踏まえ、令和2年10月に3回（8日、22日、27日）、静岡県消防協会との間で意見交換及び協議を実施し、消防団員確保に向け、協会の広報活動を充実強化する方針を確認しました。</p> <p>その後、同協会内で広報活動の事業化に向けた検討を行い、令和2年度に以下の事業を新たに実施することを決定しました。</p> <p>&lt;県消防協会の令和2年度新規事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団員の確保に向けたPR用動画の制作</li> <li>・PR用動画を活用したTV広報の実施（静岡第一テレビ；放映回数・時期は調整中）</li> <li>・PR用動画を活用したYouTube広告の実施</li> </ul> <p>（20～30歳代までのボランティアに関心がある層をターゲットに「プッシュ型」で動画広告を配信）</p> <p>なお、同協会は、当該広報事業について今後も継続して実施する方針としており、県も、引き続き消防団員の確保に向け、当該補助金が有効に活用されるよう取り組んでいきます。</p> |                   |

| 監 査 対 象 機 関  | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| 経営管理部総務局法務文書課、<br>I C T 推 進 局 統 計 調 査 課  | 令 和 2 年 9 月 30 日  |
| <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分    注意</p> <p>2 件 名                商業動態統計調査票等の紛失</p> <p>3 内 容                県あてに郵送された商業動態統計調査票 2 通、経済産業省生産動態統計調査票 2 通及び統計調査員の従事に係る承諾書 1 通を紛失した。</p>   |                   |
| <p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本件は、料金受取人払の後納郵便で配達された統計調査課の調査票等 5 通を法務文書課で受領した後、紛失したものです。</p> <p>郵便物の紛失について、差出人を特定し謝罪するとともに、調査票等の再提出を依頼し調査事務は完了しました。</p> <p>法務文書課では、今後、このような事態が発生することのないよう、料金受取人払の後納郵便については、法務文書課受渡者と各課受領者とで通数を確認した上で手渡しし、受領した職員は、当該郵便に関わる業務を担当する担当者又はその班員に手渡し、その場で通数を確認することを徹底しました。</p> <p>統計調査課では、紛失発覚後から再発防止策として、料金受取人払の後納郵便については、法務文書課受渡者と統計調査課受領者とで通数を確認した上で手渡しで受け取るものとし、受領した職員は、必ず統計調査課の担当者又は班員に手渡し、その場で通数を確認することを徹底しました。</p> |                   |

| 監 査 対 象 機 関   | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|---|-------------------|
| 経営管理部総務局法務文書課   | 令和2年9月30日         |
| <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 新たな公文書管理制度の検討</p> <p>3 内 容 本県においては、平成30年度から公文書管理制度の見直しに着手し、令和元年度には公文書は県民共有の財産であるということを念頭に、公文書管理に関する条例の制定に向けて引き続き検討を進めています。</p> <p>条例が制定されれば、実施機関において新たな公文書管理制度への移行を速やかにかつ円滑に行う必要があるため、公文書となる文書の作成や廃棄のルールをはじめとする条例の内容を実施機関の職員が十分に理解することが重要です。条例の制定に当たっては、その趣旨や目的、内容等について検討過程の段階から対象職員に対して丁寧な説明・周知に努めてください。</p> <p>文書管理システムの更新については令和元年度に整備方針を策定しましたが、その整備により在宅勤務などの働き方の多様化やペーパーレス化が促進されることが期待されます。今後、整備を進める上で課題となっている電子決裁のルールの策定に当たっては、職員の意見を取り入れるとともに、十分な周知を図り、安全性及び実効性のあるシステムの整備を進めてください。</p> |                   |
| <p><b>【措置の内容】</b></p> <p>令和2年度は、令和元年度に引き続き、公文書管理や法律などの専門的知見を有する外部有識者で構成する「静岡県公文書管理の在り方検討委員会」を開催し、条例の施行と文書管理システムの整備に向けた検討を進めています。</p> <p>条例については、文書事務に関する職員研修会の場において、新たな制度の趣旨や目的、内容等について説明を行うほか、条例の適用を予定している各実施機関を訪問し、公文書の作成や廃棄等に係る新たな制度のポイントや、想定される事務等について説明する中で、実務上の課題についての意見を聴取しながら、骨子案を検討し、条例案の策定に向けた作業を進めています。</p> <p>文書管理システムの更新に関連し、策定を予定する電子決裁を行う上でのルールについては、現行システムの利用状況等に関する職員向けの調査で得られた要望事項等を積極的に取り入れるとともに、職員研修会の開催などにより、ルールの丁寧な周知・説明を行い、電子決裁に対する職員の意識の向上に努めていきます。</p>   |                   |

| 監 査 対 象 機 関   | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|---|-------------------|
| 経営管理部行政経営局人事課   | 令和2年9月30日         |
| <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 職員のコンプライアンス対策の推進</p> <p>3 内 容 職員のハラスメント相談件数は年々増加している状況の中、令和元年度はハラスメント防止責任者である各部局部長代理等を中心に幹部職員に対して研修を実施するなどハラスメント対策に取り組んでいます。国のハラスメント規制関連法の施行や、令和2年7月の「パワー・ハラスメントの防止等に関する指針」の改正に併せて職員に対する同指針の周知を徹底するなど、職員が安心して働ける職場づくりに取り組んでください。</p> <p>交通事故防止対策については、令和元年度には全公用車へのドライブレコーダーの設置、交通事故報告書に事故原因分析シートを追加するなどの取組が行われていますが、公務上の交通事故の発生件数が78件と、前年度とともに過去5年間で最も多い状況となっています。</p> <p>交通事故は県職員の信用失墜につながるものですので、交通事故ゼロを目指してソフト対策及び自動ブレーキ搭載車両の導入などのハード対策により効果的な交通安全対策に早急に取り組んでください。</p>   |                   |
| <p><b>【措置の内容】</b></p> <p>令和2年度は、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの各防止指針を改正し、その内容周知と意識向上のためのハラスメント防止職員研修を実施しています。各部局において、人事課で用意した研修資料に部局長のメッセージを添えたものを使用し、全職員を対象にリレー形式で行っています。このほか、10月のコンプライアンス推進月間の取組、コンプライアンス通信による啓発、相談窓口における対応などにより、引き続き、職場でのハラスメント防止対策に取り組んでいきます。</p> <p>交通事故防止については、平成29年度から令和元年度の公務上事故を分析した結果、40%以上が駐車場・事務所構内の事故であり、また、軽微な単独事故が多くなっています。交通事故の主な原因は、運転への集中の欠如や運転技術の未熟などであり、周知啓発のためのコンプライアンス通信の発行や庁内LAN（SDO）を活用した危険予知の能力向上を図る研修のほか、新規採用職員等を対象とした運転技能講習を開催しています。</p> <p>ハード面の取組としては、令和3年度までに全ての公用車にドライブレコーダーを整備することとしており、自動ブレーキに関しては、国の方針で令和3年11月から段階的に搭載が義務化されていくことを踏まえ、今後、公用車の管理を所管する出納局を中心に、関係部局と連携して整備方針を検討</p> |                   |

していきます。

| 監 査 対 象 機 関   | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|---|-------------------|
| くらし・環境部政策管理局企画政策課   | 令和2年9月30日         |
| <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 移住・就業支援事業費補助金の活用促進</p> <p>3 内 容 「県及び市町の移住相談窓口等を利用した県外からの移住者数」の推移を見ると平成27年度は、393人であったが、29年度1,070人、30年度1,291人、令和元年度は、1,283人と3年連続で1,000人以上となり、着実な増加が見られる中において、東京圏からの本県への移住の促進と、中小企業等の人材確保を目的として、令和元年度に創設された「移住・就業支援事業費補助金」は、今後の更なる移住者の増加に資するものと期待されるところであります。</p> <p>しかしながら、令和元年度の当該補助金の交付決定者は6人と、当初見込みの450人を大きく下回るものであり、補助金の効果が十分発揮されていない状況にあります。</p> <p>補助制度の周知やマッチングサイト「しずおか就職net」への対象企業の登録が進まないなど、改善する余地があると考えられますので、移住検討者への効果的な周知や対象企業の登録促進等に経済産業部と連携して取り組むとともに、引き続き国に対して制度要件の緩和を要望するなど、より多くの移住者の支援に役立つ補助金となるよう、本補助制度の更なる活用促進に努めてください。</p> |                   |
| <p><b>【措置の内容】</b></p> <p>移住・就業支援金制度については、制度をより有効に活用してもらいながら移住を促進できるよう、移住・就業支援金制度をテーマにしたセミナーを開催するなど、移住希望者に本制度を周知していくとともに、経済産業部と連携し、令和2年度、移住・就業支援金対象企業の参加を優先させたUIターン就職イベントを開催するなど登録のメリット作りを進めます。</p> <p>また、移住・就業支援金制度は、市の推薦を受け登録した企業への就職が対象となることから、制度の活用促進には、市町と一体となり取り組むことが重要となります。</p> <p>このため、市町との一層の連携強化を図り、制度周知とマッチングサイトへの登録を促進していきます。</p> <p>当該補助金の令和元年度交付決定者は、国全体でも71人に止まっていることから、国に対しては、令和2年7月に制度要件の緩和を要望したほか、国における周知・広報の充実を求めており、今後もより多くの移住者の増加につながる補助金となるよう、国、関係機関等と連携を図りながら、本補助制度の更なる活用促進に努めていきます。</p>   |                   |



| 監 査 対 象 機 関   | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|---|-------------------|
| くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課   | 令和2年9月30日         |
| <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 静岡県耐震改修促進計画の推進</p> <p>3 内 容 想定される巨大地震による住宅・建築物の倒壊被害から、一人でも多くの県民の生命を守り被害を軽減するため、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により、住宅及び多数の者が利用する特定建築物の耐震化を推進しているところです。</p> <p>多数の者が利用する特定建築物の耐震化率については、これまでの取組の成果もあり、目標の95%に向けて順調な推移が見られます。</p> <p>一方、住宅についても、高齢者世帯等を中心に、耐震化未実施の木造住宅に対する戸別訪問や木造住宅の耐震補強工事に対する助成制度等により、補強済み住宅は順調な増加が見られますが、令和2年8月に発表された平成30年の耐震化率は89.3%であり、依然、約15万2千戸が「耐震性なし」という状況にあることから、令和2年の目標とする「耐震化率95%」の達成は難しい状況にあります。</p> <p>プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業は「命を守る安全な地域づくり」における重要な施策のひとつです。市町との連携を密にしながら、建築物の耐震化率を大きく伸ばしてきたことは評価するところですが、目標とする耐震化率達成に向け、より一層、命を守る耐震化の促進に努めてください。</p> |                   |
| <p><b>【措置の内容】</b></p> <p>住宅については、耐震化に消極的な高齢者世帯に対し、耐震化に踏み出した高齢者等の事例を紹介するリーフレットを活用して、戸別訪問や地域のシニアクラブへの出前講座を実施し、耐震化の重要性と助成制度の活用を周知啓発しています。</p> <p>既に耐震診断や補強計画の策定が済んでいるにも関わらず、未だ耐震補強工事に踏み出せない世帯も多く残っていることから、補強方法や資金計画等の相談に対応する様々な分野の専門家を派遣し、耐震補強工事の実施を後押しします。</p> <p>また、コロナ禍において、避難所での感染への懸念が顕在化したことから、従来の「倒壊から命を守る」目的に加え、避難所における感染リスクを回避するために地震後も自宅での生活を継続できるよう、自宅の耐震性確保の普及啓発を強化し、高齢者や基礎疾患を抱える方など、新型コロナウイルス感染症により重症化しやすい方が行う耐震補強工事に対する助成を拡充します。</p> <p>ホテル、旅館等の多数の者が利用する建築物については、コロナ禍の影響による経営見通しの不透明さから、耐震補強工事や建替えの計画についても見直しを迫られている事業者は多く、引き続き所</p>  |                   |

有者への個別訪問等を通じ、個々の事情に寄り添った支援や相談を行います。

今後も、市町と連携を図りながら想定される巨大地震から県民の生命、財産を守るため、一層の耐震化の促進に努めていきます。

| 監 査 対 象 機 関   | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|---|-------------------|
| くらし・環境部環境局環境ふれあい課   | 令和2年9月30日         |
| <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 自然ふれあい施設の適正な管理・運営</p> <p>3 内 容 自然ふれあい施設は、県民が自然と直接ふれあう機会を創出するため、昭和40年～60年代を中心に整備されており、施設の老朽化とともに、人口減少やレジャーの多様化などにより、利用者は減少傾向にあることから効率的な管理運営が求められています。</p> <p>特に「県民の森」については、平成30年度に実施された包括外部監査において、平成29年度の利用者一人当りの収支差額が30,000円余となっていることから、「利用者1人当りの税金負担が割高である」として、施設のあり方について検討するよう意見が付されているところであります。</p> <p>これを受け、県では施設の整備方針及び再整備計画の検討を始め、令和2年度中に策定することとしていますが、どれだけ多くの県民に施設が有する価値を提供することができるかという視点のもと、施設の状況を精査したうえで、費用対効果も踏まえ、施設のあり方も含めた整備方針及び再整備計画の策定を進めてください。</p>  |                   |
| <p><b>【措置の内容】</b></p> <p>県では、平成27年度から「県立森林公園再整備計画」に基づき大規模な施設の更新を始めており、その他の施設についても令和2年度末までに、今後の整備の方向性を取りまとめた再整備計画を策定することとしています。</p> <p>再整備計画では、施設の利用状況や県の関与度合い等を整理した上で見直しの方向性を分類し、利用者の安全確保のための適切な維持管理と、施設の特徴を生かした魅力的な施設整備を盛り込むこととしています。</p> <p>「県民の森」については、費用対効果を高めるため、老朽化し利用頻度の少なかった常設テントサイトやトイレの撤去を既に実施するなど、利用者のニーズに沿った施設の集約化により管理費用の抑制に努めると同時に、一層の利用拡大を図るための検討を進めてまいります。</p> <p>具体的には、平成30年度から県と指定管理者で『「県民の森」満足度向上に向けた施設の集中化等のための検討会』を、さらに令和2年度からは、周辺施設（リバウエル井川スキー場、南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家ほか）及び静岡市との意見交換の場として「井川地区野外体験施設連絡協議会」を設け、地域で連携した魅力的なプログラムの実施に向けて、課題や問題点の洗い出しを行っています。また、令和2年度に、インターネットモニターアンケートによるニーズ調査を実施す</p> |                   |

るとともに、指定管理者評価委員からの助言をいただいています。

今後、これらを生かしながら、再整備計画策定を進めてまいります。

| 監 査 対 象 機 関  | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| スポーツ・文化観光部観光交流局観光政策課   | 令和2年9月30日         |
| <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 建設工事における不適切な監督業務及び設計変更事務</p> <p>3 内 容 令和元年度に実施した河津歩道県有観光施設維持補修事業工事において、工程管理に係る受注者への指示が適切でなかった。また、具体的な理由を記さずに変更契約を行ったことに加え、工期内に変更契約を締結しなかった。</p>   |                   |
| <p><b>【措置の内容】</b></p> <p>工事の発注に際しては、より綿密に実質工期を検討したうえで発注するとともに、工事着手後は、工事を円滑に進められるように必要な事項について受発注者間で協議しながら実施します。</p> <p>また、関係機関への許可申請は、工事発注図書の起案が整った段階で速やかに行います。</p> <p>繰越承認後の工期延長契約について、通常の工事と同様に、契約書に延長の理由を具体的に記載することとします。</p> <p>さらに、担当ごとに手続きの差異が生じないよう、班で共通の「会計事務チェックリスト」を作成して設計書や会計書類の決裁時に添付し、変更契約の締結期限など各課員が決裁をする際に各々重点的に審査する項目を設けて内容を確認するとともに、最終的に課長代理と課長が決裁することで、誤った事務処理を防ぎます。加えて工事台帳についても管理を行い、工期について組織的に管理することで契約に関するミス防止を徹底します。</p> |                   |

| 監 査 対 象 機 関   | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|---|-------------------|
| スポーツ・文化観光部総合教育局私学振興課  | 令和2年9月30日         |
| <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 私立学校認可事務における処理遅延事案の発生</p> <p>3 内 容 平成30年7月5、6日に学校法人から提出を受けていた寄附行為変更認可申請書2件について、令和元年12月までの1年半以上の間、担当者が保管し事務処理を行わなかった。</p>   |                   |
| <p><b>【措置の内容】</b></p> <p>当該案件は、平成30年度に学校法人から寄附行為変更認可申請書の提出を受けた2件に関し、事務処理が行われず保管したままになっていたものです。</p> <p>これは、当該申請書の内容を確認したところ、添付すべき資料が不足し、また、高度な知識を求められる事案であったことから、後で制度等を調べて処理をするつもりでいたところ、当該申請書の存在を失念してしまったことが原因であります。</p> <p>令和元年12月に事案判明後、内容審査を行ったところ、申請書の形式的な不備があったため、学校法人への謝罪と合わせ、不足書類の提出を求め、令和2年2月までに当該2件の認可を行いました。</p> <p>その後は、処理状況表を作成し、申請書到達時から随時処理状況を記載していくことで、班員全員が事務処理の進捗管理ができるよう共有するとともに、担当で抱え込まず、班長を含め他の担当にも速やかに相談するなど、長期未処理状態とならないよう徹底しております。</p> |                   |

| 監 査 対 象 機 関  | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| スポーツ・文化観光部スポーツ局スポーツ振興課   | 令和2年9月30日         |
| <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 アスリート等雇用支援事業への補助金の有効活用</p> <p>3 内 容 国体上位入賞が期待される優秀なアスリートや主要な大会出場選手の指導実績のある優秀な指導者に県内の就職先を紹介し県内に定着させることで、国体での得点力や県内全体の競技力の向上に寄与することを目的として、平成30年度からアスリート等雇用支援事業を実施する公益財団法人静岡県スポーツ協会に対して補助金を交付しています。</p> <p>令和元年度には、当初10人の雇用を見込んでいたものの、アスリート等と企業の間で雇用条件等のミスマッチが生じ雇用まで至らないケースがあり、6人の雇用と実績が見込みに満たない状況で、競技力を向上させる上で重要な指導者の確保も雇用実績がありませんでした。</p> <p>雇用開始した6人のうち3人が国体に出場し1人は優勝するなど、一定の成果は認められます。</p> <p>今後は公益財団法人静岡県スポーツ協会が、指導者の確保も含めより多くの雇用につなげるため、アスリート等や本事業に参加する企業を開拓し、事業効果をより高められるよう、取り組んでください。</p> <p>また、予算額の半額近くを減額補正しましたが、中途採用の無かった前年度の事業の実績を踏まえて予算計上を行えば減額も少なく抑えられたと思われます。限りある予算を有効的及び効率的に執行できるよう、実態に合わせて精査した予算となるよう取り組んでください。</p> |                   |
| <p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本県の更なる競技力向上のため、一人でも多くのアスリートや指導者の確保に向け、事業を実施する公益財団法人静岡県スポーツ協会と協力し、各競技団体ともより密接な連携を図り、アスリート等に対し、本事業の周知を進めていきます。また、アスリート等を雇用する企業の確保のため、静岡県商工会議所連合会、静岡県商工会連合会、静岡県中小企業団体中央会、静岡県経営者協会等の団体の協力を受け、各団体傘下の企業に対し、リーフレットや事例集を配布するなど本事業の広報を強化し、企業の需要のさらなる掘り起こしに努めていきます。</p> <p>さらに、予算計上に関しては、これまでの実績やマッチングの状況を踏まえ、適正な予算計上に努めていきます。</p>  |                   |

| 監 査 対 象 機 関  | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| スポーツ・文化観光部総合教育局私学振興課   | 令和2年9月30日         |
| <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 私立学校安全教育推進事業費補助金の有効活用</p> <p>3 内 容 令和元年5月の川崎市のスクールバス利用者が被害を受けた事件などを受け策定されました「静岡県子どもの安全確保緊急対策アクション」の取組として、子どもの通学時等の安全確保のため、私立学校等に対してスクールバスの防犯用品整備費用や交通安全指導員配置費用等への補助金を交付しています。</p> <p>9月補正予算による緊急対応で、補助対象となる学校等を160校、48,000千円と見込んでいましたが、既に防犯用品を整備済である等により申請しなかった学校等もあり、実績は85校、20,760千円となりました。</p> <p>限りある予算を有効的に活用するため、ニーズを的確に把握し適正な予算額となるよう取り組んでください。</p> <p>あわせて、子どもの安全確保は、「静岡県子どもの安全確保緊急対策アクション」によるオール静岡の取組であり、子どもを地域全体で見守っていく新しい見守りのシステムと体制の構築が喫緊の課題と言えます。全ての私立学校等で必要な安全対策が実施されるように、当該事業の積極的な利用促進を図り、有効的に活用されて各学校の取組状況を踏まえた効果的な事業となるよう取り組んでください。</p> |                   |
| <p><b>【措置の内容】</b></p> <p>当該案件は、令和元年5月、川崎市でスクールバス利用者が被害に遭う事件等が発生したことを受け、令和元年度9月補正予算に、私立学校安全教育推進事業費助成として、補助対象校数160校、48,000千円を計上し、私立学校における子どもの安全確保対策を推進するため、スクールバスの防犯用品整備や交通安全指導員等の配置等を行う私立学校に対する助成を実施したものであります。</p> <p>令和元年度における当該補助事業の実績は、85校、20,760千円となり、予算額と大きな乖離が生じておりますが、これは、9月補正予算による緊急対応のため、財源不足が生じないよう、予算計上時に補助対象となり得る学校数と補助所要額を最大限見込んだものの、学校によっては、既に防犯用品等を整備済で補助申請しなかったことや、補助上限額に満たない金額で申請したことが原因であります。</p> <p>このため、令和2年度当初予算においては、各学校に補助金活用の意向を確認するなど、ニーズを的確に把握した上で適正な予算額を計上しております。</p> <p>全ての私立学校で必要な安全対策が実施されるよう、令和2年度も引き続き、各学校に対して当該</p>  |                   |



補助事業の活用を促し、私立学校における安全対策の推進に取り組んでおります。

| 監 査 対 象 機 関   | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|---|-------------------|
| 健康福祉部こども未来局こども未来課   | 令和2年9月30日         |
| <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 業務委託に係る不適切な契約事務</p> <p>3 内 容 令和元年度の保育士等働き方改革推進事業業務委託について、契約書で定められた「委託業務実施計画書」等を受託者から徴収していなかった。また、仕様書等に記載された内容に変更があったにもかかわらず、必要な変更契約を締結していなかった。あわせて、契約書等に基づく実績確認を行っておらず、履行確認が不十分なまま、委託料を支払っていた。</p>   |                   |
| <p><b>【措置の内容】</b></p> <p>指摘内容については、発注者側である当課の確認・認識不足により生じたものです。</p> <p>このため、令和2年10月に、令和2年度に契約した課内全ての委託事業について一覧表を作成し、提出されるべき書類の種類や時期、事業実施計画と実施状況の相違等を確認しました。</p> <p>結果、全ての契約において委託業務実施計画書等契約書上提出されるべき書類は提出されており、事業実施計画作成時から状況の変化により、計画に変更が生じる契約については、変更契約締結及び契約変更に向けて受託者と調整しているところであります。また、契約締結後、契約書上提出を要する書類全てをあらかじめ記載したチェックリストも契約書ごとに作成しました。</p> <p>今後も、チェックリストを活用して必要な手続きの確認や委託業務の進捗管理の徹底を図るとともに、受託者との連絡を密にし、委託内容に変更が見込まれる場合には、会計関係部署に相談、助言を仰ぎながら事務処理を進めるほか、契約書等に基づく実績確認についても、契約書に基づいた履行確認を徹底します。</p> |                   |

| 監 査 対 象 機 関   | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|---|-------------------|
| 健康福祉部福祉長寿局介護保険課   | 令和2年9月30日         |
| <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 介護人材の確保</p> <p>3 内 容 団塊の世代が75歳以上になる2025年（令和7年）には、本県における介護人材の不足は8,027人と推計され、介護人材の確保が喫緊の課題となっています。</p> <p>本県では介護人材確保対策として、平成28年度から介護人材育成事業実施業務委託を行い、介護人材を累計で303人育成し、直接雇用に結びつけています。</p> <p>しかし、介護事業所における離職者のうち約6割強が就職後3年未満の介護職員であることから、県が直接実施している本事業の効果を確認するには、直接雇用後の定着状況を把握することが望まれます。</p> <p>令和2年度も継続して事業を実施していることから、本事業における直接雇用者の定着状況を把握してその有効性を確認するとともに、課題等を整理した中で検証結果を生かして本事業をより実効性の高いものとしてください。</p> |                   |
| <p><b>【措置の内容】</b></p> <p>介護人材育成事業は、介護職としての資格を持たない方を対象に、必要な研修を受講しながら、派遣職員として実務経験を経て介護事業所との雇用マッチングを行うもので、人材確保に直接結びつく施策として平成28年度から実施しています。</p> <p>介護事業所の離職者のうち、就職後3年未満の介護職員が約6割であることから、本事業における雇用者の定着状況を把握することは、本事業の有効性を示す要因の一つになると考えます。</p> <p>今後、平成28年度から令和元年度までの、本事業の雇用者全員を対象とした調査を速やかに実施し、定着状況を把握します。</p> <p>また、令和3年度以降についても、前年度までの雇用者全員に対して継続して調査を行い、定着状況の把握に努めるとともに、本事業の実効性を高めていきます。</p>  |                   |

| 監 査 対 象 機 関  | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| 健康福祉部こども未来局こども未来課  | 令和2年9月30日         |
| <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 保育士確保対策の推進</p> <p>3 内 容 保育士等の確保対策については、処遇改善のため創設された国の処遇改善等加算Ⅱに対応するため、本県では平成29年度よりキャリアアップ研修に取り組み、令和元年度には研修方法の改善や国への働きかけにより制度の一部見直しが図られるなど、一定の成果が得られています。</p> <p>また、令和元年度から、勤務環境改善として、ICTを活用した保育士等の働き方改革に取り組んでおります。</p> <p>本取組において保育所等の理解を得られなかったことから、当初見込んだコンサルティング活動を大きく見直しております。これは、保育所等におけるICTの導入状況の把握やICT導入に対する理解度などの把握がなされていなかったことが一つの要因として考えられます。</p> <p>保育士等確保対策の実施に当たっては、対象者である保育所等現場のニーズを把握することが望まれます。今後は、保育所等の現状分析を行い、ニーズを的確に把握するとともに、把握したニーズを事業内容に反映させることにより、実効性のある保育士等の確保対策に取り組んでください。</p> |                   |
| <p><b>【措置の内容】</b></p> <p>保育士等確保対策の実施については、これまで事業実施前に関係団体である静岡県保育連合会等と協議をし、多くの施設等に活用していただけるよう取り組んできたところです。</p> <p>令和2年度には、勤務環境改善を目的とする、保育士等働き方改革推進事業の実施を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、保育現場からのニーズとして関係団体を通じて御意見をいただき、この事業に代えて、感染症等に係る保育士の相談窓口の設置、専門家の派遣による適切な感染防止対策の指導事業を実施しています。</p> <p>今後、事業実施前の意見交換はもとより、翌年度事業の検討など、これまで以上に関係団体と協議を行い、保育所等の現場ニーズを的確に把握・反映して、実効性ある保育士等の確保対策に取り組めます。</p>   |                   |

| 監 査 対 象 機 関   | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|---|-------------------|
| 経済産業部農地局農地計画課   | 令和2年9月30日         |
| <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 非常勤職員の年次有給休暇付与日の誤り（同様事案の再発）</p> <p>3 内 容 前回の監査で指摘した事項が改善に結びついておらず、平成31年度の非常勤職員の年次有給休暇について、平成31年4月1日に付与すべきところ、2か月経過後の6月1日に付与していた。</p>   |                   |
| <p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本件は、担当職員、チェックを行うべき他の職員ともに、非常勤職員の年次有給休暇の付与に係る規定を熟知していなかったことにより生じたものです。</p> <p>予備監査後、直ちに所属内において情報共有を図り会計年度任用職員に関する規定を改めて確認するとともに、これまで以上にダブルチェック体制を徹底することとし、以下の再発防止への対策を新たに講じました。</p> <p>あわせて、本件に係る引継ぎを遺漏無く行うことによる適正な事務の執行に努めます。</p> <p>① 会計年度任用職員事務処理マニュアルの読み合わせ</p> <p>② 年次有給休暇日数算出のための年休計算シートを活用した確認</p> <p>③ 年次有給休暇残日数確認のため独自のエクセルシートを作成・活用した確認</p> |                   |

| 監 査 対 象 機 関  | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| 経済産業部商工業局商工振興課   | 令和2年9月30日         |
| <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 静岡ものづくりインストラクターの活用</p> <p>3 内 容 県内中小企業の生産性向上による企業の競争力の強化、付加価値の向上を図るため、平成27年度から令和元年度まで「静岡ものづくり革新インストラクタースクール事業」に取り組み、5年間で92人のインストラクターを養成し、中小企業に派遣して改善支援を行ってきました。</p> <p>社会経済情勢の変化に合わせ令和2年度から事業を見直し、当該事業は終了しましたが、養成したインストラクターは「静岡ものづくり革新リーダー養成事業」などで引き続き活用していくこととしています。</p> <p>本事業は、インストラクターの養成が最終目的ではなく、養成したインストラクターによる製造現場の生産性の向上がどれだけ図られたのかが成果であるといえます。5年間で養成したインストラクターが、今後、製造現場の生産性向上にどれだけ役立っているのか、フォローアップを行い効果を確認して、製造現場の生産性向上に寄与するように努めてください。</p> |                   |
| <p><b>【措置の内容】</b></p> <p>養成したインストラクターは、更なる生産性向上に必要なIoTやロボット導入のための環境整備など、引き続き、中小企業の製造現場における経営改善活動に取り組んでいます。また、継続実施している「静岡ものづくり革新リーダー養成事業」の講師として活用するとともに、（公財）静岡県産業振興財団が実施している専門家派遣事業でも活用しています。</p> <p>（公財）静岡県産業振興財団と連携したフォローアップ調査等を通じ、実際に、養成したインストラクターの活用により、製造現場における「生産能力30%増加」「不良93%の削減」等の具体的な成果につながった事例を確認しています。引き続き、中小企業の労働生産性がどれだけ向上しているか、実態把握に努めます。</p> <p>また、企業OBインストラクターを中心とした現場派遣に加え、企業現役による自社の生産性向上の成果をフォローアップ勉強会で他社にも共有することで、取組の波及に努めています。今後も、同様の機会等により、優良事例の横展開を図り、製造現場の生産性向上に寄与するよう努めます。</p>  |                   |

| 監 査 対 象 機 関  | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| 経済産業部農業局農業ビジネス課、<br>森林・林業局林業振興課  | 令和2年9月30日         |
| <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 農業・林業を支える人材の確保・育成</p> <p>3 内 容 農業人材の確保・育成を図るため、就農相談から就農現地見学会、短期就農体験の実施や、自営就農希望者への1年間の長期実践研修を実施し、就農までの一連の事業をワンストップで対応、支援しています。</p> <p>令和元年度の「短期農業インターン受入事業」では受入可能な作物や地域の減少により、平成30年度に比べ体験者数・受入日数も減少しており、予算の執行率も3割程度に留まっています。就農希望者にとって、短期就農体験は貴重な機会ですので、ニーズに応えられるよう受入可能な農業経営体の確保に努め、事業の効果的な執行に努めてください。</p> <p>また、「がんばる新農業人支援事業」では研修生の就農率は70.7%、そのうち営農継続率は98.5%であり、直近4年間における新規自営就農者に占める割合は15.8%と新規就農に大きく寄与している一方で、令和元年度の研修生は16人と定員25人を大きく下回っています。</p> <p>新規就農者にとって、就農後の所得や営農継続の状況は貴重な情報ですので、フォローアップにより事業効果を把握し、積極的に情報提供することで、より多くの新規就農者を確保するよう取り組んでください。</p> <p>さらに、新規就農者だけでなく、「林業新規就業者確保促進事業」による新規林業従事者などの人材確保に関しては、移住・転職が一つの課題となっています。移住・転職に関しては、「30歳になったら静岡県！」応援事業等との連携や、移住促進を行うくらし・環境部等他部局との連携を今まで以上に行い、移住・転職に関する相談等の情報が容易に取得できるような効率的、効果的な情報発信に努めてください。</p> |                   |
| <p><b>【措置の内容】</b></p> <p>「短期農業インターン受入事業」の体験者数・受入日数の増加を図るため、就農相談の場を活用した事業のPRに加え、令和2年10月から、WEB広告の掲載と、体験可能な作物・地域・季節・作業内容等のリストの県ホームページへの掲載を新たに実施し、更なる事業のPRを行っています。また、農業経営士との受入調整を進め、12月から体験可能な市町、作物、受入農家を拡大し、事業の効果的な執行に努めています。</p> <p>令和元年度の「がんばる新農業人支援事業」では、応募者数は定員の25人を上回りましたが、面接</p>  |                   |

選考で農業への意欲や適性等を厳しく判断し、合格者を選考したことから、研修を開始した方は16人となりました。一方、就農した研修生の多くは当該事業の支援体制により安定した経営を実現していることから、令和2年度中に「がんばる新農業人支援事業」を活用した新規就農者について、経営状況の詳細な把握と研修効果の適正な評価を行い、今後の就農相談や令和3年度の「がんばる新農業人支援事業」の募集時に積極的に情報提供することで応募者数を増やし、より多くの新規就農者を確保していきます。

「林業新規就業者確保促進事業」により、新規林業従事者の確保に取り組むに当たりましては、「30歳になったら静岡県！」応援事業のホームページへ、林業の魅力を紹介する動画を掲載することや、くらし・環境部が11月に開催したオンライン「移住フェア」への林業ブースの出展にあわせて、くらし・環境部が運営するホームページ「ゆとりすと静岡」に新たに林業の魅力を紹介する動画を掲載するなど、移住・転職の担当部局とこれまで以上の連携を図りますとともに、10月開設したオンライン相談等による移住者を含む就業希望者に対する相談窓口の機能を強化するなどによりまして、効率的、効果的な情報発信に努めて、新規就業を促進していきます。



| 監 査 対 象 機 関  | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| 経済産業部水産・海洋局水産振興課   | 令和2年9月30日         |
| <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 水産イノベーション対策推進事業費補助金の有効活用</p> <p>3 内 容 本県の水産業の振興には、漁業者や水産加工業者の所得や利益向上のための魚価向上対策、経営力向上対策、人材確保対策等が重要であるとし、令和元年度に「水産イノベーション対策推進事業費補助金」を創設し、水産事業者等の新たなアイデアの実現を促進することとしました。</p> <p>水産事業者等が経営改善目標を掲げて3年間の計画を策定し、新商品の開発等新たな事業に取り組み、それを関係団体が連携した「水産イノベーション対策支援チーム」が支援するという水産分野では初めての取組であり、初年度から68件の事業が実施されました。</p> <p>本事業では1年目の実績を事業報告書において確認していますが、計画期間である3年間の実績報告を求めておらず、本事業の目的である経営改善の達成状況や、チームによる支援の実効性などを確認できない状況にあります。</p> <p>事業効果を確認することにより、成功事例の他事業者への情報提供や、チームによる継続支援の状況等の確認ができ、より多くの事業者の経営改善につなげることが可能となります。水産事業者等の所得や利益向上につなげるよう、事業の成果、支援の効果等の把握に取り組んでください。</p> |                   |
| <p><b>【措置の内容】</b></p> <p>「水産イノベーション対策支援推進事業」は、漁業者や水産加工業者等の新たなアイデア等の実現に向けた前向きな取組のスタートアップを支援するものであり、これらの取組を行うことが、漁業者等の所得や利益向上につながり、本県の水産業及び水産関連業の健全な発展を推進することを目的としているものであります。</p> <p>また、本事業では、漁業、水産加工業、水産金融業等の各業界を統括する4団体で構成する「水産イノベーション対策支援チーム」が補助金の申請や事業実施にあたり、申請者に寄り添ったサポートをすることにより、新たな事業に取り組みやすい環境を整えています。</p> <p>令和元年度は、68件の取組を支援し、令和2年度には、令和元年度を大きく上回る116件の取組を支援しているところです。</p> <p>本事業では、補助金交付申請時に、補助対象事業の「事業計画書」のほか、申請する事業（取組）を計画するに至った経営の状況についての分析や、申請する事業（取組）の目標及びその達成に向けた計画等について記載した「水産イノベーション計画書」を提出することとなっています。</p>   |                   |

補助事業終了後の実績の確認については、補助対象年度には「事業実績書」の提出により確認していますが、補助事業終了後の取組状況についても、水産イノベーション対策支援チームと連携し、調査票の提出や聞き取り等により随時確認します。

今後も、水産イノベーション対策支援チームと連携し、事業の成果、支援チームによる支援の効果等を把握し、優良事例などを多くの他事業者へ情報提供し、水産事業者等の所得向上につなげるよう取り組みます。

| 監 査 対 象 機 関  | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| 交通基盤部河川砂防局   | 令和2年9月30日         |
| <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 車検切れ公用車の使用</p> <p>3 内 容 令和元年9月28日から10月4日までの間に3回、無車検で公用車を使用していた。</p>   |                   |
| <p><b>【措置の内容】</b></p> <p>車検切れが判明後、直ちに使用を中止し、車検の手配を行うとともに、静岡中央警察署に事実を報告しました。</p> <p>その後、再発防止のため、次の取組を実施しました。</p> <p>(1) 局内の幹部職員会議を開催し、局内幹部職員に対して、公用車の適正な管理について、周知を徹底</p> <p>(2) 局内全職員に対して、公用車の適正な管理について、周知を徹底</p> <p>(3) SDOの課のメールボックスのカレンダーに車検有効期限を掲載し、人事異動があっても複数の職員が確認できるように班全員で情報を共有</p> <p>(4) 公用車管理所属と部総務課において、SDOの公用車管理データベースに入力された車検有効期限のダブルチェックを徹底</p> <p>(5) 事務分掌表に公用車管理の担当を明記し、担当がはっきりと分かるように明示</p> <p>今後も、上記の取組を徹底し、再発を防止します。</p> |                   |

| 監 査 対 象 機 関  | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| 交通基盤部港湾局港湾振興課  | 令和2年9月30日         |
| <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 業務委託の不適切な発注計画</p> <p>3 内 容 令和元年度に実施した清水港日の出4号上屋耐震補強工事実施設計業務委託において、関係機関と十分協議を行わないまま発注を進めたことから、本業務委託の発注後に、耐震補強計画の追加検討が必要となり、当初契約に係る業務委託の実施時期が大幅に遅延した。</p>   |                   |
| <p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本業務は、県が作成した基本案を基に、有識者で構成する会議において助言を受けながら、必要に応じ修正を行い耐震補強工事の実実施設計を行うこととしていましたが、会議において想定を上回る助言を受けたことにより耐震補強計画の追加検討が必要となり、当初契約に係る業務委託の実施時期が大幅に遅延したものです。</p> <p>このため、今回と同様の業務を行う場合には、発注前に実施設計の前提条件となる耐震補強計画について有識者と十分な協議を行い、課題等を整理することにより再発防止を図ります。</p> <p>今後は、課内ミーティングの場を活用するなど、これら取組を周知、徹底し、適切な業務委託の発注に努めます。</p> |                   |

| 監 査 対 象 機 関  | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| 交通基盤部建設支援局工事検査課  | 令和2年9月30日         |
| <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 建設工事等の安全対策の取組</p> <p>3 内 容 交通基盤部における業務委託及び工事の事故発生件数は、平成29年度に55件でしたが、平成30年度は37件、令和元年度は28件と減少しており、このうち、工事については、平成30年10月以降の発注工事から適用を開始した「交通基盤部工事事故防止行動計画」による成果が出始めているものと考えられます。</p> <p>しかし、「交通基盤部工事事故防止行動計画」の対象外とされている業務委託では、令和元年度において、事故が8件発生し、全体事故件数の約3割を占めるなど、課題も残されています。</p> <p>一方、県全体に目を向けると、経済産業部における業務委託及び工事の事故発生件数は、平成29年度に3件、平成30年度は18件、令和元年度は14件と増加傾向を示すなど、他部局等においても、建設工事等における有効な事故防止対策を行うことが求められています。</p> <p>このことから、本県の業務委託及び工事における「死亡事故ゼロ、傷害事故ゼロ、公衆事故ゼロ」を達成するため、他部局等と主導的に連携し、建設工事等の安全対策に取り組んでください。</p> |                   |
| <p><b>【措置の内容】</b></p> <p>業務委託の内容は工事に比べ広範囲にわたるため、工事事故を対象とした現在の「交通基盤部工事事故防止行動計画（以下「行動計画」という。）」では対応困難な部分があるという課題があります。</p> <p>そのため、測量・用地調査や点検・維持管理といった業務委託の種類ごとに事故発生リスクや安全上の課題を整理し、広範な業務委託に対応した新たな行動計画策定の検討を進めています。</p> <p>また、工事検査課が交通基盤部や他部局等の取組を紹介する講習会を開催し、有効な事故防止対策を共有するなど、主導的に他部局等と連携を取ります。更に本県の統一した事故防止対策を検討する会議を開催します。</p> <p>今後は、上記の取組に力を入れ、本県の業務委託及び工事における「死亡事故ゼロ、傷害事故ゼロ、公衆事故ゼロ」を目指し、建設工事等の更なる安全対策の強化に努めます。</p>  |                   |

| 監 査 対 象 機 関  | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| 交通基盤部河川砂防局河川企画課、土木防災課  | 令和2年9月30日         |
| <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 河川災害における総合的な対策の推進</p> <p>3 内 容 交通基盤部では、危機管理型水位計データの公開、洪水予報河川・水位周知河川である46河川における洪水浸水想定区域図の作成、市町が行う洪水ハザードマップ作成に対する支援、危機管理部及び健康福祉部等との連携による要配慮者利用施設避難確保計画作成に向けた市町に対する支援等を行ってきました。</p> <p>しかし、全国各地で過去最大の降雨量が発生するなど災害は激甚化しており、更なる住民避難支援の強化が必要となっています。</p> <p>このことから、洪水予報河川・水位周知河川以外の473河川（令和元年度末時点）における洪水浸水想定区域図の作成、危機管理部及び健康福祉部等との連携による要配慮者利用施設避難確保計画の作成率100%に向けた市町に対する支援等、これまでの取組を発展・加速させてください。</p>  |                   |
| <p><b>【措置の内容】</b></p> <p>洪水予報河川・水位周知河川以外の473河川の洪水浸水想定区域図などの洪水浸水が想定される範囲を示す図面については、今年度内の作成完了を目指して進めます。</p> <p>また、関係市町による洪水ハザードマップの作成が円滑に進むよう、ハザードマップの作成方法に関する説明や研修等を市町職員に行っていくとともに、市町が県に相談する窓口を明確化することにより、市町への支援を進めていきます。</p> <p>避難確保計画の作成率100%に向けた取組については、県関係部局との庁内会議による情報共有や、計画作成や避難訓練の実施を促す施設向けの動画を作成して市町に提供するなどの支援を実施し、作成率の一層の向上を図っていきます。</p> <p>今後、災害の激甚化が想定されることから、国、県、市町、企業など流域のあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」に転換する国の方針を踏まえ、国や市町などとの連携を一層強化し、ハード・ソフト一体の対策を充実させることにより、更なる住民避難支援の強化も図っていきます。</p> |                   |

| 監 査 対 象 機 関  | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| 出納局集中化推進課  | 令和2年9月30日         |
| <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 源泉徴収税額の記載誤り</p> <p>3 内 容 平成26年分から令和元年分の源泉徴収票の交付に際し、集中化推進課が年末調整の作業を行わない21人に対し、誤った源泉徴収税額を記載した源泉徴収票を交付した。</p>  |                   |
| <p><b>【措置の内容】</b></p> <p>正しい源泉徴収税額を記載した源泉徴収票を改めて作成し、対象者に謝罪の上交付しました。</p> <p>また、平成30年分以前の対応については、対象者が確定申告済みであり、源泉徴収票に本来より少ない税額が記載されていたため税務署に税額不足と判断され、所得税が過払いになっている可能性があります。このため、21人全員に、税務署への還付の請求に必要な手続きを説明しました。</p> <p>本件は、年末調整を行わない者の源泉徴収票を作成する際、給与・報酬の改定差額の税額を給与計算システムへ手入力する必要がありましたが、システム内で自動処理されると思い込み、手入力を行わなかったために生じたものです。</p> <p>再発防止のため、令和2年度中を目途に自動処理を行うことができるように給与計算システムの改修を進めています。</p> <p>今後とも、適正な事務の執行に努めます。</p> |                   |

| 監 査 対 象 機 関  | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| がんセンター局  | 令和2年9月30日         |
| <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 通勤手当の認定誤り</p> <p>3 内 容 通勤手当の認定に誤りがあり、平成27年度から長期に渡り通勤手当の是正がされず過払いが生じていた。また、平成30年4月から算定を誤り通勤手当に多額の過払いが発生していた。</p>   |                   |
| <p><b>【措置の内容】</b></p> <p>通勤手当の認定誤りが発生したことを受け、以下の措置を講じ再発防止に取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定誤りの原因が、高速道路利用者が夜間勤務の有無が異なる所属間で内部異動した場合に変更すべき算定額の未反映と算定誤りであったことから、マニュアルを作成して処理手順を明確化するとともに、複数職員によるダブルチェックにより確実に確認することとしました。</li> <li>・ 高速道路利用者を一覧表で一括管理し、総務担当者が、毎月、内部異動者と高速道路利用者とを突合することで算定額の変更漏れを防ぐこととしました。</li> <li>・ 総務担当の全職員を対象にコンプライアンス研修会を実施し、各職員の担当業務の誤りを防止するため事務手順の再確認や複数職員によるダブルチェックを原則とするなどコンプライアンス意識の更なる高揚を図っています。</li> </ul> |                   |



| 監 査 対 象 機 関  | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| 教育委員会事務局健康体育課  | 令和2年9月30日         |
| <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 補助金支出における債主誤り</p> <p>3 内 容 平成30年度静岡県中学校部活動指導員配置事業費補助金について、本来、吉田町会計管理者口座に振り込むべきところ、誤って吉田町長の個人口座に振り込み、債主誤りによる過年度返納金及び過年度支出金が発生し、年度内の支払いが出来なかった。</p>   |                   |
| <p><b>【措置の内容】</b></p> <p>1 所属としての課題確認</p> <p>本件は、財務会計システムにより検索した口座を名義や番号等を確認しないまま支出票を起票したことが原因です。本来は、吉田町の担当課に口座情報を確認するべきでしたが、確認せず、債権者として登録してあった誤った口座を使用していました。</p> <p>&lt;問題点&gt;</p> <p>(1) 支出票起票時における口座情報の確認を行いませんでした。</p> <p>(2) 所属の事務担当者及び会計担当者による相互確認がされていませんでした。</p> <p>2 所属における再発防止対策</p> <p>(1) 令和元年度に静岡県中学校部活動指導員配置事業費補助金交付要綱を改正し、請求書に振込先として指定する口座の記載欄を設けました。</p> <p>(2) 所属の事務担当者及び会計担当者による相互確認体制を徹底しました。</p> |                   |

| 監 査 対 象 機 関   | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|---|-------------------|
| 教育委員会事務局社会教育課   | 令和2年9月30日         |
| <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 業務委託の不適切な履行確認</p> <p>3 内 容 令和元年度の青少年交流スペース「アンダンテ」設置運営業務委託契約において、全額前金払いにもかかわらず、受託者から提出された1年間分の、「委託業務月例報告書」及び「委託業務実績報告書」について、課内での履行確認を行っていなかった。</p>  |                   |
| <p><b>【措置の内容】</b></p> <p>1 所属としての課題確認</p> <p>本件は、「委託業務月例報告書」及び「委託業務実績報告書」について、所属長決裁により履行確認を行わなければならないところ、担当者のみ確認が常態化しておりました。</p> <p>なお、令和元年度の履行確認を改めて行い、問題がなかったことを確認しました。</p> <p>また、令和2年度分については、予備監査終了後に履行確認を改めて行い、それ以降は所属長決裁による履行確認を行っています。</p> <p>&lt;問題点&gt;</p> <p>課内で委託業務の履行確認をする体制がとれていませんでした。</p> <p>2 所属における再発防止策</p> <p>業務の進捗管理表を作成し、課内で年間業務の進捗管理を可視化できる体制としました。</p> |                   |

| 監 査 対 象 機 関   | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|---|-------------------|
| 教育委員会事務局教育総務課   | 令和2年9月30日         |
| <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 非常勤職員の基本報酬単価の算定誤り</p> <p>3 内 容 県立高等学校の非常勤職員を採用するに当たり、学校から誤った基本報酬単価が記載された職員採用内申書が提出され、この誤りに気付かないまま任用手続を行い、誤った基本報酬単価で任用決定していた。</p>   |                   |
| <p><b>【措置の内容】</b></p> <p>1 所属としての課題認識</p> <p>本件は、令和元年度の非常勤職員を任用するに当たり、学校担当者の単価表の確認ミス及び所属のチェック不足により、学校から誤った基本報酬単価が記載された職員採用内申書が提出されたにも関わらず、その誤りに気が付かないまま任用手続を行い、誤った基本報酬単価で任用の決定をしたことが原因です。</p> <p>監査における指導を受け、当該非常勤職員に対して発生原因等を説明し、報酬単価等の再計算を行いました。</p> <p>&lt;問題点&gt;</p> <p>(1) 非常勤職員の基本報酬基準の職種と職員採用内申書の職名が統一されていませんでした。</p> <p>(2) 所属では、職員採用内申書と単価表との照合をしていませんでした。</p> <p>2 所属における再発防止対策</p> <p>(1) 令和2年度から会計年度任用職員制度の開始に伴い、新たな報酬単価表を作成し、学校が誤った書類を提出しないよう報酬単価表の職と職員採用内申書に記載する職名を統一しました。</p> <p>(2) 職員採用内申書の確認作業にあたり、すべての会計年度任用職員の基本報酬単価について単価表と照合することとしました。</p> |                   |

| 監 査 対 象 機 関  | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| 教育委員会事務局教育政策課  | 令和2年9月30日         |
| <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 I C T教育の推進</p> <p>3 内 容 教育委員会では、新学習指導要領における「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を推進するため、「学びを拡げる I C T活用事業」により、令和3年度までに、全ての県立学校へ I C T機器（プロジェクタ、タブレット端末、移動式無線 L A Nアクセスポイント）の配備を進めており、令和元年度末の進捗率は55.5%（全県立学校（分校等を含む）128校のうち、配備済みは71校）となっています。</p> <p>このうち、移動式無線 L A Nアクセスポイントの配備については、平成30年度に一斉整備を完了し、各校の現有機器を有効活用することになっていましたが、調査の結果、この機器を活用できていない学校が複数あることが判明しました。</p> <p>国の G I G Aスクール構想の取組の中で、令和2年度には、「新時代の学びを支える教育環境充実事業」により、県立学校全ての普通教室に固定式無線 L A Nアクセスポイントが配備されるほか、県立特別支援学校の小・中学部及び県立高等学校の中等部に児童、生徒1人1台端末が配備されることとなっています。</p> <p>そのため、移動式無線 L A Nアクセスポイントのみならず、固定式無線 L A Nアクセスポイントについても、学校に活用方法の説明を行うなど有効活用努めるとともに、今後の I C T機器の整備全般については、事前に聞き取りを十分に行うことなど、学校現場の実情を把握した上で整備を進めることで、実効性のある取組に努めてください。</p> |                   |
| <p><b>【措置の内容】</b></p> <p>固定式無線 L A Nアクセスポイントの利用については、令和3年度までに順次整備する予定であったタブレット端末を1年前倒して整備することにより、令和2年度中に全県立学校に1学級分以上の台数が確保され、普通教室において日常的に利用されることが見込まれます。</p> <p>これに伴い、移動式無線 L A Nアクセスポイントを生物室や化学室等の特別教室において有効に利用することで、学校全体で I C Tを活用した授業環境の向上を図ります。</p> <p>また、G O O G L E社が実施するビデオ研修や、I C Tを活用した指導に知見のある教員が使用する教材の作成過程や授業風景を紹介する動画の視聴などにより、教員の指導力の向上を促進し、授業での円滑で効果的な I C T機器の活用を促進していきます。</p>  |                   |

| 監 査 対 象 機 関   | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|---|-------------------|
| 教育委員会事務局教育施設課   | 令和2年9月30日         |
| <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 県立学校施設の老朽化対策</p> <p>3 内 容 教育委員会では、127校（高等学校90校、特別支援学校37校）、1教室の学校施設、延べ床面積にして約150万㎡の建物を保有し、これは、静岡県が保有する施設の約40%に相当します。</p> <p>中でも高度経済成長期を中心に建てられた築40年を超える建物が約40%を占めており、老朽化対策が喫緊の課題となっています。</p> <p>老朽化に伴う大規模改修や建替えに多額の費用が必要となる中、令和元年度に、中長期的な施設整備を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図るため、「学校施設中長期整備計画」を策定し、さらには、計画の確実な実施と業務の迅速化・効率化を図り、計画を無駄なく効率的に運用するための「教育FMシステム」を構築し、導入しています。</p> <p>今後は、計画に基づき適切な老朽化対策を進めるとともに、学校の状況等に応じては、適宜、計画の見直しを図ってください。</p> <p>あわせて、学校現場では、外壁落下や雨漏り、不衛生なトイレ等、生徒等への安全・安心が脅かされる事例も見受けられます。早急な対応が必要な改修については、学校への聞き取りを十分に行い、学校現場の実情を把握した上で、最優先で必要な事後保全にも取り組んでください。</p> |                   |
| <p><b>【措置の内容】</b></p> <p>学校施設の老朽化対策は、「学校施設中長期整備計画」に基づき、社会情勢及び財政状況などを踏まえながら着実に実施し、児童・生徒及び教職員等の安全・安心の確保並びに適正な教育環境の実現に努めています。</p> <p>建替え等が必要な校舎については、令和元年度は沼津工業高等学校、清水東高等学校、焼津水産高等学校及び磐田南高等学校の4校5棟の建替えに着手し、令和2年度は沼津商業高等学校、藤枝東高等学校及び島田高等学校の3校5棟の建替え等に着手しています。</p> <p>あわせて、比較的老朽化が進んでいない校舎は、これ以上躯体等が損傷しないように、屋上防水、外壁改修、トイレの乾式化及び設備改修などの計画保全を適正に実施して、校舎を健全に長期間使用することで財政負担の抑制に努めています。</p> <p>また、学校施設中長期整備計画に記載のとおり、建替えが必要と判断された校舎についても、財政状況等を踏まえつつ、児童生徒及び教職員等の安全・安心の確保等を最優先に、建替えまでは事後保</p>   |                   |

全を中心に適正な教育環境を維持していきます。

令和2年度からは、新たに教育施設課を設置して建築、電気、機械、土木の専門知識と経験を有する技術職員を増員し、学校等に対して技術的な助言や支援を実施する体制を強化しております。この体制により、学校で発生した不具合に対し、技術職員が現場へ訪問して対応方針への助言、学校発注工事の設計・監理・検査への技術支援、あわせて修繕要望の内容についても優先順位の考え方や適正な修繕費用の精査などを行い、修繕費用の効率的な運用を図っています。

今後は、建築基準法第12条点検や劣化診断を実施した学校に対し、定期的な学校現地調査を実施し、技術的な視点から学校施設の劣化状況等を確認・把握し、修繕の優先度及び修繕範囲等を判断するなどの助言・支援を行ってまいります。

令和2年3月に策定した学校施設中長期整備計画については、他の計画との整合性を図りつつ、学校の状況等に応じて適宜、見直しを進めることとしています。

| 監 査 対 象 機 関  | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| 教育委員会事務局健康体育課  | 令和2年9月30日         |
| <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 運動部活動の効率的・効果的な実施</p> <p>3 内 容 平成30年4月に策定した「部活動ガイドライン」は、これまでの教育委員会の取組により、全県下に定着し、多くの市町や県立高校では、個別方針を定め、生徒、保護者、教員、地域の共通理解のもと合理的かつ効率的・効果的な部活動の推進に取り組んでいるところです。</p> <p>「部活動ガイドライン」では、部活動指導員の活用により、専門的な指導による競技力の向上だけでなく、教員の多忙化や指導時の不安解消を図る上での効果が期待されています。市町ごとに中学校等における部活動指導の充実及び負担軽減を図るため、単独指導、単独引率まで可能な「部活動指導員」の配置促進に取り組んでいますが、「部活動指導員」の活用を推進する国庫補助事業「市町立中学校部活動指導員配置補助金」については、多くの市町での活用が期待されるものの、令和元年度の交付決定は7市町に留まり、当初予算額も24,560千円から14,863千円の減額が発生しています。</p> <p>また、「しずおかスポーツ人材バンク管理運営業務委託」では、人材バンクの認定指導者の登録数が平成30年度末382人のところ令和元年度末は559人と登録者数は増加しているものの、令和元年度の「学校等紹介依頼者と指導者のマッチング」の実績はわずか1件に留まり、事業の成果は見られません。</p> <p>部活動の実施における、地域の力を活用した教員の負担軽減は、本県の喫緊の課題であることから、今後は、地域の実情等の原因分析を行い、成果目標を設けるなどして、両制度がより多くの学校で活用されるよう、実効性のある取組に努めてください。</p> |                   |
| <p><b>【措置の内容】</b></p> <p>「市町立中学校部活動指導員配置補助金」については、市町からの要望数に基づき予算の確保をしたところですが、市町が希望する指導者の確保が困難であったことなどから、実際の活用が要望数を下回り予算の減額が生じました。</p> <p>また、「しずおかスポーツ人材バンク管理運営業務委託」では、既に指導者として活動している者が、継続的に活動していることが多く、新規の実績が1件に留まりました。</p> <p>今後は、各市町及び学校への聞き取りやアンケートにより地域における指導者の実情や学校における人材確保の現状を分析し、人材バンク登録指導者の学校派遣に関する成果目標を設定するなどし</p>  |                   |

て、各市町が必要とする部活動指導員の確保を図り、両制度が有効に活用され、効率的・効果的な部活動が実施されるように努めていきます。



| 監 査 対 象 機 関  | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| 警察本部交通部交通規制課   | 令和2年9月30日         |
| <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 公安委員会の意思決定のない一時停止標識の設置</p> <p>3 内 容 平成30年3月から令和2年5月までの間、安倍川駅東口付近交差点に、県公安委員会の決定を受けることなく一時停止標識を設置し、効力のない標識により交通取締りを行った。</p>   |                   |
| <p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本件事案の原因は、警察署が道路標識施工後の現場立会いを実施せず、交通規制の内容と現場に設置された道路標識の異同を確認しなかったことや、交通取締り前に交通規制の照会を受けた際、十分に交通規制の内容を確認しなかったことなどにあります。</p> <p>このため、全署において一時停止標識の現場点検による交通規制の意思決定の内容との照合を行うとともに、道路標識等の設置後に現場立会いを実施し、当該交通規制の意思決定内容や工事が設計どおりに行われているか確認を徹底するほか、交通取締り時においては、交通規制の有無だけでなく交通規制の方向等意思決定の内容にも踏み込んで確認を行うなど、再発防止に取り組んでおります。</p> |                   |

| 監 査 対 象 機 関   | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|---|-------------------|
| 富士農林事務所   | 令和2年9月30日         |
| <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 建設工事現場における第三者事故の発生</p> <p>3 内 容 令和元年度に実施した建設工事で第三者事故（人身及び物損）が1件、第三者事故（物損）が1件発生した。</p>  |                   |
| <p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本件の第三者事故（人身及び物損）については、施工途中における交通解放時の舗装の段差の擦り付け方法に誤りがあったこと、また、第三者事故（物損）については、信号機の基礎深さ等の確認が不足していたことに起因する事故であり、どちらも予想されるリスクを想定した対策を図る必要がありました。そこで、以下のとおり措置を行いました。</p> <p>同種事故の発生防止のため、事故発生後速やかに、総括監督員から全受注業者に対して電話または工事現場において、当該事故の事例を示して注意喚起を行いました。</p> <p>また、令和2年6月からは以下の取組を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所内技術職員及び受注者への工事事故情報の共有<br/>事故速報、事故報告書（発生原因と再発防止策）の提供<br/>同種事故の発生防止のための現場再点検と監督員への報告</li> <li>・ 「令和2年度建設工事事故防止重点対策」の再徹底<br/>工事着手時の初回打合せにおいて周知徹底</li> <li>・ 「交通基盤部事故防止行動計画」からの適用<br/>工事安全管理に関する特記仕様書（予想される事故対策リスト、ハザードマップ作成等）の契約書への添付、施工計画書への記載、監督員の現場確認と指導（追加対策の指示）を実施</li> <li>・ 随時パトロールの実施</li> </ul> <p>今後とも、工事ごとのリスクの洗い出しと対策、検証、改善により、事故防止対策を徹底していきます。</p> |                   |

| 監 査 対 象 機 関  | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| 袋井土木事務所  | 令和2年9月30日         |
| <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 河川占用料等に係る不適切な事務処理</p> <p>3 内 容 平成26年度から令和元年度までの河川占用料5件について誤りがあり、過徴収1,124,500円、還付加算金52,000円が発生していた。また、平成22年度から令和元年度までの道路占用4件について、県管理道路を市町へ移管した後にも占用許可を更新し占用料を徴収していた。</p>   |                   |
| <p><b>【措置の内容】</b></p> <p>河川占用料については、電線の占用料の算出に際し、管線類50cm未満（1m当たり150円）で計算すべきところ、管線類50cm以上（1m当たり390円）で計算していた等の理由により発生したものです。</p> <p>令和元年度中に、過去5年間に遡って算定金額の検証を行い、誤徴収の有無を調査しました。その結果に基づき、誤徴収の対象となった占用者に説明の上、令和元年度に還付を行いました。</p> <p>再発防止策として、占用料を算定する際には、複数名によるチェックを徹底するとともに、その過程と結果をチェックリストにより可視化し、正確な算定に努めます。</p> <p>道路占用料については、県管理道路を市町へ移管する際に、市町や占用者との間で占用許可切替え手続に不備があったため、継続して占用更新したことにより発生したものです。</p> <p>令和元年度に、過去10年間に遡って移管箇所の占用許可切替え手続の不備の有無を調査しました。その結果、不備があったもののうち、誤徴収の対象となった2件については、占用者に説明の上、還付（計9,100円）を行いました。</p> <p>再発防止策として、移管手続の際には、引継ぎすべき占用物件の有無について、複数名によるチェックを徹底するとともに、占用者から廃止届が提出されない場合にはフォローアップを徹底し、誤徴収の発生防止を図ります。</p> |                   |
| <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 建設工事の不適切な工事計画</p> <p>3 内 容 令和元年度に実施した橋梁塗装改修工事において、既存塗膜の成分調査等を行わないまま工事発注したため、発注後実施した調査において有害物質が確認され、塗り替えを中止し翌年度発注とするなど工事計画に大幅な変更が生じた。</p>  |                   |

#### 【措置の内容】

本件は、平成26年度に設計を行い令和元年度に発注した工事であるが、設計から工事発注までの期間である平成29年度に発出された既存塗膜の成分調査に係る通知を見落とし、調査を行わないまま工事を発注したため、工事計画に大幅な変更が生じたものです。

塗膜成分分析試験による既存塗装の鉛含有の判明後に工事の検討を行った結果、当初の計画どおり塗装を行う場合、防護及び飛散防止対策に多額の費用を要することから、請負者との協議により、当初計画していた高欄塗装工事を取りやめ、令和2年度に費用的安価である高欄交換工事とするよう速やかに工事計画の変更を行いました。

再発防止策として、以下のとおり対応しました。

- (1) 事前に塗装履歴や塗装の含有試験結果を確認した上で工事を発注するよう所内に周知
- (2) 過年度の調査設計業務を基にした発注では、成果品について新たな通知や基準等との整合のチェック
- (3) 担当者と審査者のダブルチェックの徹底

また、本庁所管課においても、今後、他事務所で同様の事案が発生しないよう、調査実施の徹底を求める通知を改めて発出しました。

今後も、再発防止の取組を徹底し、適切な建設工事の執行に努めます。

#### 【監査の結果】

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 監査結果の区分 | 注意  |
| 2 | 件名      | 修補指示工事の発生による完成遅延（同様事案の再発）   |
| 3 | 内容      | 前回の監査で指摘した事項が改善に結びついておらず、平成30年度に実施した二級河川ぼう僧川護岸工事において、施工管理が適正でなく、出来形が設計図書に適合していなかったことから、修補指示による手直し工事が発生し、完成期日が1か月程度遅延した。 |

#### 【措置の内容】

昨年度の監査においては、修補指示による手直し工事が発生し、完成期日が遅延したことに對して指導を受けたことから、現場に臨場する時以外でも受注者と密に連絡を取り、適正な施工状況を把握する対策を講じてきました。

しかしながら、今回の案件については、工程上の最終段階に施工する工種に受注者の錯誤が発生し、完成検査時に出来形不足が発覚したため、完成期日が遅延してしまいました。

今後は、完成書類を受け取る際には、出来形管理や品質管理の内容を確認することに加えて、受注者が行う社内完成検査の結果等を活用して、完成検査前に出来形を事前に確認する取組を進め、再度修補指示工事による完成遅延が起らないよう、適正な施工管理に努めます。

**【監査の結果】**

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 監査結果の区分 | 注意  |
| 2 | 件名      | 建設工事現場等における第三者事故等の多発                                  |
| 3 | 内容      | 令和元年度及び2年度に実施した建設工事等において、第三者事故（物損）が6件、工事関係者事故が1件発生した。 |

**【措置の内容】**

令和2年1月末に事故が3件連続して発生したため、工事事故防止の啓発として「工事事故防止のための安全対策の徹底について」を工事中の受注者に配布し、注意喚起を促しました。

また、令和元年度に発生した計10件の事故内容を分析したところ、架空線の損傷と地下埋設物の切断が6件と全体の半数以上を占めており、当該内容は、ハザードマップに掲載しているものであることから、ハザードマップが現場で有効活用されていないことが判明しました。

これまでは、受注者にハザードマップの提出とともに、現場のリスクに対応しているか確認を求めていましたが、今後は、新たなリスクの発見やよりよい安全対策が行われるよう、職員による現場確認を実施し、ハザードマップの有効活用を促していきます。

合わせて、架空線と地下埋設物の事故が無くなるようパトロールの重点項目として定め、更なる事故防止に努めます。

| 監 査 対 象 機 関  | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| 田子の浦港管理事務所   | 令和2年9月30日         |
| <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 港湾施設用地の占用許可に係る不適切な事務処理</p> <p>3 内 容 平成31年4月から令和元年7月までの港湾施設用地占用料6件406,711円について調定の手続きを、また、令和元年8月から10月までの港湾施設用地4件の占用について、占用許可の手続き（2件22,698円を含む。）を行っていなかった。</p>   |                   |
| <p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本件は、占用許可申請に関する受付簿が課内で共有されておらず、進捗管理を複数の職員で行っていなかったことが原因です。</p> <p>事務処理が未処理であった事実の確認後、関係者に対し謝罪と説明を行うとともに、占用許可書の交付及び調定手続きを行い、令和元年10月21日に全額納付されました。</p> <p>再発防止策として、占用許可申請に関する受付簿を共用棚に保管し、課員全員で進捗状況を確認できるよう改めました。また、調定手続きについては、占用許可システムの「未調定許可番号一覧表」で調定漏れがないか確認するよう改めました。</p> <p>今後も、上記取組を徹底し、適切な事務処理に努めます。</p> |                   |

| 監 査 対 象 機 関   | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|---|-------------------|
| 天竜警察署   | 令和2年9月30日         |
| <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 業務委託の不適切な履行確認</p> <p>3 内 容 消防用設備等保守管理業務委託において、仕様書に定められた点検数量を満たしていなかったにも関わらず「委託業務完了報告書」をそのまま受理し、委託料を支払っていた。</p>   |                   |
| <p><b>【措置の内容】</b></p> <p>(発生所属における措置)</p> <p>委託料の支出に際しては、業務委託の契約内容を十分理解するとともに、点検実施時及び委託業務完了報告書受理時に仕様書どおり履行されているかの確認を、担当者はもとより複数の職員で確実に行います。</p> <p>また、委託業者に対しても業務委託の契約内容を再確認させ、確実に履行するよう指導していきます。</p> <p>(警察本部における措置)</p> <p>各警察署に対して庁舎管理業務委託の確実な履行確認として「施設課だより」を発出し、庁舎管理業務を委託する場合には、事前に作業箇所や数量等を確認した上で仕様書を作成し、契約後には作業箇所や作業手順を受託業者と確認した上で作業させ、業務完了時には契約書や仕様書等に基づき適正に履行されているか検査するよう指導しました。</p> |                   |